

大学院学生

2025年度 官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

— 収入に関する提出書類について —

家計基準

日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」の家計基準を超えないこと。
ただし、基準を超える学生についても、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用される場合があります。
この場合、奨学金の支給金額が異なるため注意してください（募集要項 P7 参照）。

《大学院学生の場合》

- ・ 出願者本人と配偶者の収入に関する書類を提出いただきます。
- ・ 書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかるものがございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・ 家計基準の算出は【貸与額算定基準額が修士課程 155,300 円、博士課程 229,800 円以内かどうか】を確認することで行います。
提出された収入に関する書類を元に、専用ツールを用いて【貸与額算定基準額】を算出いたしますので、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では計算が出来ません。
証明書発行の際には十分ご注意ください。

※日本学生支援機構が別途公表している『大学院へ進学予定の方の家計基準』もご参照ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/heiyo/kakei/yoyaku.html>



収入に関する書類についての注意事項

- ◆ マイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。
- ◆ 出願者本人と配偶者双方について、所得の有無にかかわらず、所得を証明する書類を提出してください。*無収入・無職の場合も所得0円と記載のある所得証明書が必要です。
- ◆ 提出書類は返却できませんのでご了承ください。
- ◆ 収入状況・家庭事情により、これらの他に書類を求めることがあります。
- ◆ 書類によっては、準備・取り寄せに時間がかかる場合がございます。時間に余裕を持って準備を進めてください。書類不備の場合、出願することはできません。

収入に関する提出書類について

大学院学生の場合、本人と配偶者（いる場合のみ）について、収入に関する書類を提出してください。

(1)令和6年度の課税証明書（自治体によっては所得証明書）

○課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

見本

課税証明書

納税義務者	住所 氏名	記					
年度 令和6年度 (令和5年分以降)	合計所得金額 総所得金額等 0円	税額	所得控除額			森林環境税額	
	収入金額 給与 0円	市民税 0円	均等割額 0円			年戻額(森林環境税額を含む) 0円	
	公的年金等 0円	府民税 0円	0円			0円	
所得の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額			
総所得 (内給付 上給付等支給 分離長期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上海株配当等 先物取引所得 山林 退職	特別障害者 その他障害者 寡婦 ひとり親 奨学生	同親 同配(老人) 同居老親等 老人扶養 特定扶養 16歳未満 その他扶養 同居特別障害 特別障害 その他障害	基礎 医療費 社会保険料 小企業共済掛金 生命保険料 地震保険料 障害心字 配偶者特別 配偶者 扶養 基礎 430,000円	配偶者 土地等要素障 分離長期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株配当等 美術取引所得 山林 退職	税額控除額 調整 配当 寄付金 住宅借特別 外国 配当控除額		
定額減税額 0円			定額減税額 0円			調整 0円	
定額減税額 0円			定額減税額 0円			寄付金 0円	
定額減税額 0円			定額減税額 0円			住宅借特別 0円	
定額減税額 0円			定額減税額 0円			外国 0円	
定額減税額 0円			定額減税額 0円			配当控除額 0円	
定額減税額 0円			定額減税額 0円			その他 0円	

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日 京都市長

- ・提出が必要が必要な方 ⇒ 全員
- ・原本を提出してください。
- ・市町村民税を納税している自治体の市区町村役場に申請して取得してください。

※住民税の通知書、税務署で発行される納税額の証明書では受付できません。

※京都市内の方は、「課税証明書」(全項目証明)を提出してください。

◆本証明書は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。役所・役場には、以下①～⑥の事項全てが必ず明記されるように申請してください。

- ①課税標準額 ②調整控除額 ③扶養親族の数
- ④控除等に係る本人該当区分 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等

※課税所得証明書に、上記①～⑥の項目が明記されていない場合、令和5年分の源泉徴収票（給与収入がある方）／令和5年分の確定申告書(控)または市県民税申告書(控)（給与収入以外の所得がある方）の提出をお願いする場合があります。

◆所得の有無にかかわらず必ず提出してください。

無収入の場合、「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に0円と記載されたものが必要となります。

◆税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場で「市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書」の手続きを取り、(控)のコピーを提出してください。

◆「0円と記載のある」所得証明書が取得できない場合は、役所・役場で取得した所得証明書に加え、「無収入の証明書が提出できない場合の事情書【指定用紙】」を記入のうえ、あわせて提出してください。

(2) 令和5年分の源泉徴収票

・提出が必要な方：

給与収入のある方で、課税証明書に上記①～⑥の項目が網羅されていない場合のみ提出してください。

- ・ コピーを提出してください。
- ・ 所得者自身が保管しているものです。
- ・ 手元がない場合は、所得を得ている方の勤務先に申請してください。
- ・ 給与収入が複数あり、確定申告をされている場合や、自営業等給与収入以外の所得の場合は、(3)令和5年分確定申告書(控)または市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書を提出してください。また、各々の在職期間を余白に記入してください((3)も参照のこと)。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

This is a detailed form for reporting salary income and withholding taxes. It includes fields for the employee's name, address, and tax status, as well as a table for reporting various types of income and the corresponding withholding taxes. The form is titled '令和5年分 給与所得の源泉徴収票'.

(3) 令和5年分の確定申告書(控) または 市県民税申告書(控)

・提出が必要な方：

給与収入以外の所得がある方で、課税証明書に上記①～⑥が網羅されていない場合のみ提出してください。

- ・ 提出する場合、コピーを提出してください。(第一表と第二表の両方のコピーが必要です)
- ・ 所得者自身が自宅で保管しているものです。申告書の控には、税務署の受付印・電子申告の受付結果(即時通告)・税理士印のいずれかが必要です。押印のある確定申告書を提出できない場合、事前に国際課へご相談ください。
- ・ 外交員で確定申告していない方は、外交員報酬支払調書を提出してください。
- ・ 確定申告をしていない場合は、「所得報告書【指定用紙】」を作成し、提出してください。
- ・ 所得はあるが確定申告をする必要がなかった場合、「市民(県民)税申告書」のコピーを提出してください。
- ・ 利子・配当所得を得ている方は、第三表も提出してください。

令和5年分の課税品目別の確定申告書A

This is Form A for itemized tax returns. It is divided into several sections for different types of income: 給与所得 (Salary Income), 雑所得 (Miscellaneous Income), 不動産所得 (Real Estate Income), 事業所得 (Business Income), 雑所得 (Miscellaneous Income), and 所得控除 (Tax Deductions). Each section has a grid for reporting the amount and the applicable tax rate.

令和5年分の課税品目別の確定申告書B

This is Form B for itemized tax returns, which is used for reporting tax credits and other adjustments. It includes sections for 所得控除 (Tax Deductions), 所得から差し引かれる金額に関する事項 (Items related to amounts deductible from income), and 所得控除 (Tax Deductions). It also has a section for 所得控除 (Tax Deductions) and 所得控除 (Tax Deductions).

(4) 生活保護受給証明書

・提出が必要な方 ⇒ 生活保護を受けている方のみ提出してください。

- ・ 該当者は コピーを提出してください。
- ・ 受給者本人が保管しているものです。
- ・ 手元がない場合は、受給をしている方が住民票を置いている市区町村役場に申請してください。

※この他、日本学生支援機構の求めにより必要書類の提出が求められることがあります。
その場合は速やかに追加提出してください。

よくある質問

Q 1. 課税証明書（所得証明書）があれば、源泉徴収票はいりませんか？

A 1. 原則として、課税証明書（所得証明書）で所得の種類や総所得金額、扶養関係等を判断しますが、【①課税標準額 ②調整控除額 ③扶養親族の数④控除等に係る本人該当区分 ⑤合計所得金額 ⑥総所得金額等】の項目が全て記載されていない場合、源泉徴収票を提出する必要があります。

Q 2. 家のローンの支払いが多くて家計が苦しいのですが、考慮されますか？

A 2. 家のローンは考慮されません（所得の控除対象にはなりません）。

Q 3. アルバイト以外の収入がありませんが、課税証明書（所得証明書）は必要でしょうか？

A 3. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が 0 円の場合でも、総所得 0 円と記載された証明書が必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受け付けできません。また、アルバイト勤務で扶養控除の範囲内であっても、課税証明書（所得証明書）は必要です。

Q 4. 配偶者が海外在住のため課税証明書（所得証明書）がとれません。どうすればよいでしょうか？

A 4. 日本に住民票が無く課税証明書（所得証明書）が提出できない場合は、国際課へ早めにご相談ください。

《本件照会先》

同志社大学 国際センター 国際課

E-mail: ji-kksai@mail.doshisha.ac.jp

TEL: 075-251-3260 / FAX: 075-251-3057

開室時間: 平日 9:00~11:30, 12:30~17:00